

3	武蔵野市	玉川上水を守り育てる武蔵野市民の会	特定外来生物の管理、適正な草刈時期	<p>玉川上水は、周辺の都市化にも関わらず、希少な植物がいろいろと生育しています。大変ありがたいことです。日頃からの関係機関の対応に感謝申し上げます。</p> <p>そこで、私たち関係団体では、それぞれが関わっている範囲で、それらの保全をめざして活動しているわけですが、どのような方法が適切なのかについての考え方が必ずしも一致しているわけではありません。科学的な知見に基づく適切な保全管理の方法を共通理解しておくことができると良いのではないかと考えました。</p> <p>保全には、ゴミ拾い、草刈、盗掘防止、日照の確保、など様々ある。ここでは、現在行われている管理を少し工夫するだけで大きな成果が得られる、特定外来生物への対応と、草刈の時期について、共通理解を持って、保全に努めるようにしたいと考える。</p> <p><特定外来生物の繁茂を防ぐ> <草刈は、植物へのダメージが少ない時期を選ぶ></p>	<p>(緑道部) 1 緑道(都建設局所管部分についてのみ)の特定外来生物への対応について 玉川上水緑道内での特定外来生物の植物については、群生している状況は確認できておりませんが、緑道内で確認された場合には除草等、適切に処理しています。 2 草刈りの時期に関する考え方 基本的には、年3回、開花、結実時期に配慮した草刈を行っています。また、刈草の処分や草刈回数を工夫し、利用者や、環境に配慮した草刈を実施しています。</p> <p>(柵内) 草刈りにおきましては、年間を通じて、順次実施しており、ある特定の場所を、特定の時期に実施することは難しい面もありますが、各管理者を含めた関係部署で協力・調整し、地域特性に即した管理を行っていきたくと考えております。</p> <p>(外来生物全般) クビアカツヤカミキリ他、特定外来生物の重要情報については、適宜情報共有を図っていきます。</p>	<p>(緑道部) 東京都建設局公園緑地部公園建設課 維持担当 03-5320-5384</p> <p>(柵内) 東京都水道局東村山浄水管理事務所 境浄水場施設管理担当 042-251-8226</p> <p>(外来生物全般) 東京都環境局自然環境部計画課計画担当 03-5388-3595</p>
4	三鷹市	玉川上水の環境を守る会		<p>玉川上水の井の頭橋から上流20mほどのところの左岸土手で、2~3年前に大掛かりな剪定をした業者が太い枝など放置したままとなっています。早急に除去をお願いします。仕事をきちんと最後までやるよう指導してください。</p>	<p>撤去処分いたしました。剪定後の確認や、日常の巡視についても確実に行ってまいります。</p>	<p>東京都水道局東村山浄水管理事務所 境浄水場施設管理担当 042-251-8226</p>
5	三鷹市	井の頭バードリサーチ	「玉川上水整備活用計画・管理作業計画」への意見	<p>資料6のとおり</p>	<p>水道局では、今後とも庁内関係局や地元自治体と連携して玉川上水の適切な保存管理に努めてまいります。</p>	<p>水道局経理部管理課用地調整担当 03-5320-6388</p>
6	小平市	玉川上水ネット	玉川上水に水を流し、水循環都市東京の再生を(第3報)	<p>資料7のとおり(情報提供)</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
7	小平市	小平市玉川上水を守る会	史跡玉川上水整備活用計画、およびカシノナガキクイムシによるナラ枯れへの対応について	<p>1 史跡玉川上水整備活用計画について ① 計画期間が、平成22年度から31年度までの10年間となっていたのを「令和2年度以降、当面の間、延長」としているが、「当面の間」はいつ頃まで続けるのでしょうか。また、次期の整備活用計画を策定する際には、都民からの意見を反映すべきと考えますが、そのようにしていただけますでしょうか。 ② 整備活用計画で、名勝「小金井(サクラ)」の並木の保存については、(2)保存の進め方として、「実施にあたっては、モデル区間を設定し、効果を十分に検証しながら、取り組むとし、その他の区間については、「モデル区間における整備の検証等も踏まえながら、ヤマザクラ並木を順次形成」していくとされています。モデル区間における整備の検証はされたのでしょうか？検証結果の文書があればお教えてください。 ③ 整備活用計画に基づく今年度の喜平橋～茜屋橋間の樹木伐採について、説明会も行われておらず、伐採予定の樹木本数が多すぎるという声が上がっています。大量に伐採する理由は何でしょうか。懸念の声にどう応えていただけののでしょうか。</p> <p>2 カシノナガキクイムシによるナラ枯れへはどのように対処する方針でしょうか。</p>	<p>1 史跡玉川上水整備活用計画について ① 現計画の取組が完了していないことに加え、近年、台風による倒木など自然災害に対する対応が必要となっております。このため、現計画を当面延長しておりますが、具体的な延長期間をお示しすることは難しい状況です。また、次期の整備活用計画を策定する予定は、現時点ではありません。 ② モデル区間の整備では、様々なノウハウが蓄積された一方、課題も浮彫りになりました。検証結果については、資料8のとおりです。 ③ 喜平橋～茜屋橋間には、玉川上水の法面崩壊につながる危険な樹木が多数存在しますので、崩壊を未然に防ぐため、今年度、重点的な伐採を予定しています。ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>2 カシノナガキクイムシ防除について カシノナガキクイムシ防除については、土地管理者の責任で行うこととなりますので、被害を確認しましたら、管理者へご連絡ください。なお、カシノナガキクイムシへの対応方法を資料9のとおり情報共有します。</p>	<p>(史跡玉川上水整備活用計画) 水道局経理部管理課用地調整担当 03-5320-6388</p> <p>(カシノナガキクイムシ防除) 環境局自然環境部緑環境課森林保全担当 03-5388-3556</p>